

路外駐車場

基本的な考え方

- ・ 駐車場法12条により届出が必要となっている500㎡以上の有料駐車場を届出対象とする。
- ・ 路外駐車場には、1以上の車いす使用者駐車場施設を設ける。

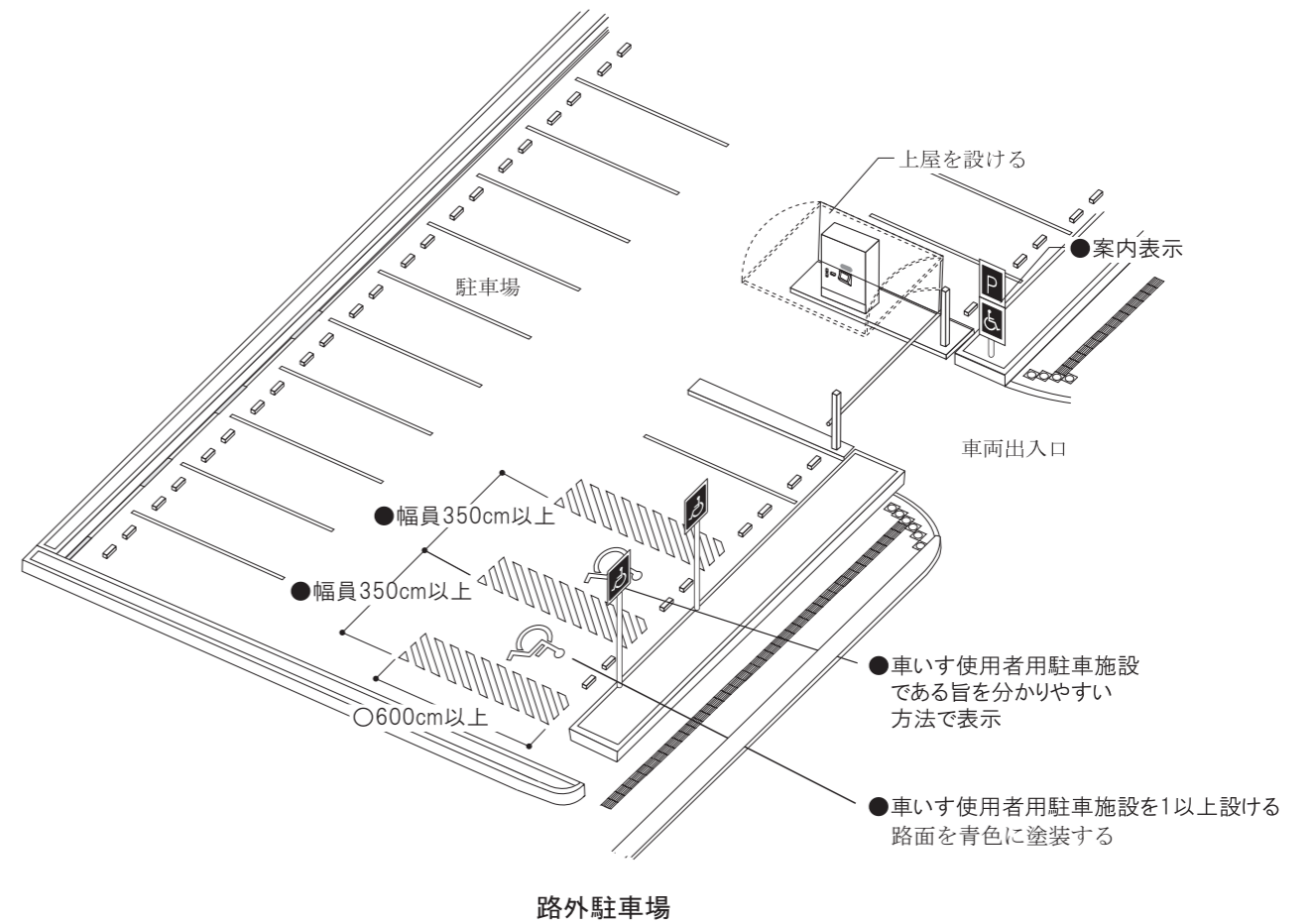
1

● 整備基準

○ 望ましい基準

解説

	路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。	・ 車いす使用者用駐車施設は、駐車区画数の総計が200以下の場合には1/50を乗じた数以上、200を超える場合は1/100を乗じた数に2を加えた数以上とする。	・ P88 建築物の14駐車場等				
(1) 車いす使用者用駐車施設までの距離	路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。						
(2) 案内表示	路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。						
(3) 通路	車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものとする。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車いす使用者用駐車施設の構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 幅は3.5m以上とすること</td> </tr> <tr> <td>2. 車両への条項の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること</td> </tr> <tr> <td>3. 車いす使用者用駐車施設又はその付近に車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること</td> </tr> </tbody> </table>	車いす使用者用駐車施設の構造	1. 幅は3.5m以上とすること	2. 車両への条項の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること	3. 車いす使用者用駐車施設又はその付近に車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること		
車いす使用者用駐車施設の構造							
1. 幅は3.5m以上とすること							
2. 車両への条項の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること							
3. 車いす使用者用駐車施設又はその付近に車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること							



コラム

・ 路外駐車場に設けられる券売機には上屋を設けることが望ましい。雨天時に車いす使用者等が操作しにくい場合にも対応がしやすくなる。